

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	表紙を除く提案書等の作成様式（別添3）について「記載上必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること」と記載がありますが、記載すべき項目は必ず盛り込むことを前提に、たとえばパワーポイント形式で作成するなど「使用するアプリケーションソフト」の範囲の中では任意の様式で作成することは問題ないでしょうか。	問題ございません。
2	仕様書における業務内容の「広報誌を利用した情報発信」に含まれる業務である広報誌のアンケートについて、「アンケートフォームについては契約締結後、環境省担当官より提供予定」と記載がありますが、アンケートの個人情報含むデータの取得元が環境省となるのでしょうか。あるいは環境省の担当官の方からはアンケート項目のみ提供され、アンケートフォームの作成および個人情報を含む回答データの取得元は事業受託者となるのでしょうか。	アンケートの個人情報含むデータの取得元は当室で別途契約している「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検証・検討業務」の事業受託者です。
3	契約書（案）における第5条（再委任等の制限）において、グループ会社を含む他社への業務の再委託を視野に入れていますが、「ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。」との記載における書面について、規定の書式はございますでしょうか。また、承諾は書面、電子メール、口頭いずれでの手法も可となり得るのでしょうか。	再委任等承諾申請書の様式は、入札説明書の様式7となります。また、請負者からの申請、弊省からの承諾は、ともに書面での対応のみとなります。 再委任等が発生する場合は、契約締結後、必ず事前に再委任等承諾申請書をご提出いただき、あらかじめ弊省から再委任等承諾書による承諾を得てください。
4	本業務に係る経費の見積りにあたり「入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする」と記載がありますが、事務運営に係る企画進行管理費や出張旅費、人件費等を含めることは差し障りないでしょうか。 また、見積りに含めることができない費用の項目があれば、その内容についてご教示いただくことはできますでしょうか。	本業務の履行に当たり、直接必要な経費であれば含めていただいて問題ございません。 また、発生する費用は個社により異なることも想定されるため、「見積りに含めることができない費用の項目」について、具体的な例をお示しすることは難しいですが、本業務の履行に関係ない経費を計上することがないようご留意いただけますと幸いです。
5	仕様書P1-3 「不特定多数に向けた情報発信」とあるが、本事業で注力したいターゲットをご教示ください。	新規層を中心に幅広く情報発信することを想定しております。
6	仕様書P1-3 本事業の情報発信において、対象としたい地域エリアはありますでしょうか。	全国に幅広く情報発信することを想定しております。
7	仕様書P2_3(1)① 「輸送手段内での提供物品」について、「輸送手段内」とは、公共交通機関の車両内または機内のみを指すのか、もしくは駅または空港も対象となるのでしょうか。	公共交通機関の車両内または機内を想定しております。
8	仕様書P2_3(1)① 上記質問に付随しますが、「輸送手段内での提供物品」について、「輸送手段内」以外でのエリアでの情報発信は対象となるのでしょうか。	対象外です。
9	仕様書P2_3(1)① 「輸送手段内での提供物品」については、環境省としてどういったものをイメージしているか、もし想定があれば教えていただけますと幸いです。	本業務の目的に照らし、必要な情報を印字し効果的な情報発信ができるものを御提案ください。

10	仕様書P2_3(1)① 提供物品としてオリジナルのノベルティを作成する場合、NGとする 物品や内容があればご教示ください。	特段ございません。
11	仕様書P2_3(1)① 「約40万人への配布」について、想定している配布期間をご教示く ださい。	ご提案いただく輸送手段によって変動があるかと思いますので40万 人程度配布ができれば問題ございません。
12	仕様書P2_3(1)① ノベルティの納品について輸送手段の指定納品先以外に環境省指定 で納品が必要な場所はありますでしょうか。	その想定はございません。
13	仕様書P2_3(1)② 輸送手段の機内や車内ですでに設置されている既存の冊子への出稿 を想定しているという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。